

釧路地区マーチングコンテスト審査内規

(趣旨)

第1条 この内規は、釧路地区マーチングコンテスト実施規定第4条及び第5条の規定に基づく審査及び判定等の必要な事項を定めるものである。

(審査員の人員)

第2条 審査員の人員は、3名とする。

(審査)

第3条 審査員は、演奏曲目全体をAからFまでの6段階で評価する。

2 審査員は、審査対象部門別において代表団体にふさわしいと評価する団体を選定する。

3 審査員は、マーチングコンテスト審査票に評価及び講評を記入するとともに、前項において選定した代表団体にふさわしい団体の当該審査票の代表欄に○印を付す。

(集計)

第4条 審査係は、前条第1項で付した評価を次のとおり点数に換算し、審査員毎の点数を合算して総合得点とする。

(1) 前条第1項の評価がAの場合は、6点とする。

(2) 前条第1項の評価がBの場合は、5点とする。

(3) 前条第1項の評価がCの場合は、4点とする。

(4) 前条第1項の評価がDの場合は、3点とする。

(5) 前条第1項の評価がEの場合は、2点とする。

(6) 前条第1項の評価がFの場合は、1点とする。

(判定)

第5条 審査係は、前条に規定する総合得点を高得点順に並び替えて順位を付すとともに、総合得点が14点以上を金賞、13点以下8点以上を銀賞、7点以下を銅賞と判定する。

(代表団体の選定)

第6条 審査係は、次の基準を満たしている団体を代表団体に選定する。

(1) 第3条第3項で付した○印が審査員の過半数を超えている団体

(2) 第3条第3項で付した○印が審査員の過半数に満たない場合で、かつ、審査対象部門に出場する団体の全部について当該○印が審査員の過半数に満たない場合には総合得点が最も高い団体

2 審査係は、前項の基準でも代表団体を選定できない場合には、審査員3名による記名式の決選投票を実施して代表を選定するものとする。

(各賞及び代表団体の決定)

第7条 理事長は、第5条及び第6条の結果に基づき、各賞及び代表団体を決定する。

第8条 理事長は、判定に問題が生じた場合には審査員の意見を参考にして、その取扱いを決定するものとする。

附 則

この内規は、平成24年7月7日から施行する。